



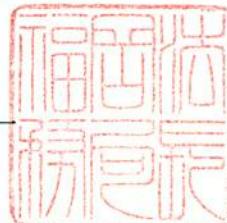
標準様式第2号

庶 第 6 5 8 号
平成 23 年 9 月 8 日

行政文書開示決定通知書

武田 則昭 様

福岡法務局長 椿 栄一



平成 23 年 8 月 9 日受付第 188 号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」といいます。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので、通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

登記情報システム端末操作手引書（不動産登記事件処理編）（第 2. 1 版）

2 不開示とした部分とその理由

上記文書のうち、システムの操作方法を説明している部分は、公にすることにより、不正な目的を持った者等からのシステムへの不正な侵入や妨害行為が可能となるため、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、登記業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 4 号及び第 6 号に該当し、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があつたことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、福岡地方裁判所又は行政事件訴訟法第 12 条第 4 項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6 か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から 1 年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。



中興大業

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 ※ 別紙の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	納付していただく開示実施手数料の額
A4判文書 362枚	①電子情報処理組織を使用する方法	文書1枚につき 10円	3,620円	3,420円
	②複写機により複写(白黒)したものの交付	用紙1枚につき 10円	3,620円	3,420円
	③複写機により複写(カラー)したものの交付	用紙1枚につき 20円	7,240円	7,040円
	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	3,720円	3,520円
	⑤閲覧	100枚までごとにつき100円	400円	200円

(注) CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

平成23年 月 日から平成23年 月 日まで(土曜日及び祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時を除く)。福岡法務局庶務課

(3) 電磁的記録で開示を実施する場合の準備日数

「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに電子情報処理組織を使用する方法により実施予定

* 担当課等 福岡法務局庶務課 〒810-8513 福岡市中央区舞鶴3丁目9-15
TEL092-721-4570